

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

※本新旧対照表は、入札参加者の参考として作成しているものであり、入札説明書の一部を構成するものではない。

入札説明書	実施方針																								
<p>I. 募集の概要 5. 入札公告書類 公告と同時に新たに開示する資料は、以下<u>のとおり</u>（①から⑨を総称して、以下「<u>入札公告書類</u>」という。）。</p>	<p>I. 募集の概要 1. 本事業の概要 (5) 入札説明書等 公告と同時に新たに開示する資料は、以下を<u>想定している</u>（①から⑨を総称して、以下「<u>入札説明書等</u>」という。）。なお、基本協定書（案）の開示は予定していないが、入札参加者が本事業の運転・維持管理業務の実施のみを目的に特別目的会社を新設する場合で、これに基本協定の締結が必要な場合には開示するので、実施方針等に関する質問・意見書（様式2）の提出時に要望すること。</p>																								
<p>8. 用語の定義 本<u>入札説明書</u>（以下、「本書」という。）で用いる用語を以下のとおり定義する。</p>	<p>(8)用語の定義 本<u>実施方針</u>（以下、「本書」という。）で用いる用語を以下のとおり定義する。</p>																								
<table border="1" data-bbox="145 861 1097 1356"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>静岡県企業局をいう。</td> </tr> <tr> <td>本事業</td> <td>ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）をいう。</td> </tr> <tr> <td>本書</td> <td>本<u>入札説明書</u>をいう。</td> </tr> <tr> <td>要求水準書</td> <td>本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。</td> </tr> <tr> <td><u>入札公告書類</u></td> <td>入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本契約書（案）、設計・施工請負契約書（案）、長期包括運営委託契約書（案）、モニタリング基本計画書、開示資料を個別に又は総称していう。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	県	静岡県企業局をいう。	本事業	ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）をいう。	本書	本 <u>入札説明書</u> をいう。	要求水準書	本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。	<u>入札公告書類</u>	入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本契約書（案）、設計・施工請負契約書（案）、長期包括運営委託契約書（案）、モニタリング基本計画書、開示資料を個別に又は総称していう。	<table border="1" data-bbox="1131 861 2083 1356"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>静岡県企業局をいう。</td> </tr> <tr> <td>本事業</td> <td>ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）をいう。</td> </tr> <tr> <td>本書</td> <td>本<u>実施方針</u>をいう。</td> </tr> <tr> <td>要求水準書</td> <td>本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。</td> </tr> <tr> <td><u>入札説明書等</u></td> <td>入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本契約書（案）、設計・施工請負契約書（案）、長期包括運営委託契約書（案）、モニタリング基本計画書、開示資料を個別に又は総称していう。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	県	静岡県企業局をいう。	本事業	ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）をいう。	本書	本 <u>実施方針</u> をいう。	要求水準書	本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。	<u>入札説明書等</u>	入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本契約書（案）、設計・施工請負契約書（案）、長期包括運営委託契約書（案）、モニタリング基本計画書、開示資料を個別に又は総称していう。
用語	定義																								
県	静岡県企業局をいう。																								
本事業	ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）をいう。																								
本書	本 <u>入札説明書</u> をいう。																								
要求水準書	本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。																								
<u>入札公告書類</u>	入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本契約書（案）、設計・施工請負契約書（案）、長期包括運営委託契約書（案）、モニタリング基本計画書、開示資料を個別に又は総称していう。																								
用語	定義																								
県	静岡県企業局をいう。																								
本事業	ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）をいう。																								
本書	本 <u>実施方針</u> をいう。																								
要求水準書	本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。																								
<u>入札説明書等</u>	入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本契約書（案）、設計・施工請負契約書（案）、長期包括運営委託契約書（案）、モニタリング基本計画書、開示資料を個別に又は総称していう。																								

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書	実施方針
<p>II. 本事業の概要</p> <p>3. 事業期間</p> <p>(3) 運転・維持管理業務期間終了時の取り扱い</p> <p>①本事業対象施設の引き渡し</p> <p>運転・維持管理事業者は、運転・維持管理業務の終了日に、本事業対象施設を県に引き渡さなければならない。</p> <p>②業務の引継ぎ</p> <p>運転・維持管理事業者は、本事業が円滑に継続されるよう、運転・維持管理業務期間内に<u>県への業務の引継ぎ</u>又は県の指定する者<u>に対して県が実施する業務の引継ぎへの協力</u>を行わなければならない。なお、引継ぎに要する費用については、運転・維持管理事業者の負担とする。</p>	<p>4. 事業期間</p> <p>(3) 運転・維持管理業務期間終了時の取り扱い</p> <p>①本事業対象施設の引き渡し</p> <p>運転・維持管理事業者は、運転・維持管理業務の終了日に、本事業対象施設を<u>県又は県の指定する者</u>に引き渡さなければならない。</p> <p>②業務の引継ぎ</p> <p>運転・維持管理事業者は、本事業が円滑に継続されるよう、運転・維持管理業務期間内に県への業務の引継ぎ又は県の指定する者に対して県が実施する業務の引継ぎへの協力を行わなければならない。なお、引継ぎに要する費用については、運転・維持管理事業者の負担とする。</p>
<p>4. 対価の支払い</p> <p>(1) 設計・施工請負代金の支払い</p> <p><u>設計・施工請負代金は設計費及び工事費から構成される。設計・施工請負代金の主要な支払い条件は以下のとおりとし、詳細は設計・施工請負契約に定める。</u></p>	<p>4. 対価の支払い</p> <p>(1) 設計・施工請負代金の支払い</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書	実施方針
<p><u>①設計費</u></p> <p><u>工事請負事業者は、設計費に係る前払金の支払いを県に請求することができない。</u></p> <p><u>工事請負事業者は、詳細設計着手前に基本設計報告書を県に提出する。なお、基本設計報告書の検査完了時に設計費の支払いを県に請求することはできない。</u></p> <p><u>工事請負事業者は、施工着手前に詳細設計報告書を県に提出するものとし、詳細設計報告書の引き渡し部分 検査に合格したときは、設計費の10分の9の額の支払いを県に請求することができる。県は、当該請求を受けた日から14日以内に当該支払いを行う。</u></p> <p><u>工事請負事業者は、施工の進捗に応じて詳細設計報告書の変更が見込まれない段階で最終的な詳細設計図書を提出するものとし、詳細設計報告書の完了検査に合格したときは、設計費の10分の1の額の支払いを県に請求することができる。県は、当該請求を受けた日から40日以内に当該支払いを行う。</u></p>	

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書	実施方針
<p>②工事費</p> <p>工事請負事業者は、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を県に寄託して、設計・施工請負契約に定める当該会計年度の<u>工事費に係る出来高予定額</u>の10分の4以内（ただし、当該会計年度の<u>支払限度額以内に限る。</u>）の額の前払金の支払いを県に請求することができる。</p> <p>工事請負事業者は、前払金の支払いを受けた後、当該前払金に追加して行う中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を県に寄託して設計・施工請負契約に定める当該会計年度の<u>工事費に係る出来高予定額</u>の10分の2以内（ただし、当該会計年度の<u>支払限度額以内に限る。</u>）の額の中間前払金の支払いを県に請求することができる。県は、前払金又は中間前払金の請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払う。</p>	<p>5. 対価等の支払い</p> <p>(1) 設計・施工請負契約に基づく設計・施工請負代金の支払い</p> <p>①前払金</p> <p>工事請負事業者は、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を県に寄託して、設計・施工請負契約に定める当該会計年度の<u>支払限度額</u>の10分の4以内の額の前払金の支払いを県に請求することができる。</p> <p>工事請負事業者は、前払金の支払いを受けた後、当該前払金に追加して行う中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を県に寄託して設計・施工請負契約に定める当該会計年度の<u>支払限度額</u>の10分の2以内の額の中間前払金の支払いを県に請求することができる。</p> <p>工事請負事業者は、中間前払金の請求をしようとするときは、県に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。</p> <p>ア 工期の2分の1を経過していること。</p> <p>イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。</p> <p>ウ 既に行なわれた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。</p> <p>県は、前払金又は中間前払金の請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払う。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書	実施方針
<p>工事請負事業者は、工事の完成前に、出来形部分に相応する設計・施工請負代金相当額のうち、設計・施工請負契約に定める当該会計年度の<u>工事費に係る出来高予定額</u>の10分の9以内の額（ただし、当該会計年度の<u>支払限度額以内に限る。</u>）について、部分払を請求することができる。また、この請求は一会計年度につき1回までとする。県は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払う。</p>	<p>②部分払金</p> <p>工事請負事業者は、工事の完成前に、出来形部分に相応する設計・施工請負代金相当額のうち、設計・施工請負契約に定める当該会計年度の<u>支払限度額</u>の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、前払金があった場合においては特に必要があると認める場合を除き、出来形が現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達したときに限る。また、この請求は一会計年度につき1回までとする（なお、設計業務が年度途中で完了した場合は設計費に相当する工事請負代金額を年度途中で支払うことはしない。）。</p> <p>工事請負事業者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を県に請求する。</p> <p>県は、当該請求を受けた日から14日以内に検査を行い、当該確認の結果を工事請負事業者に通知する。</p> <p>工事請負事業者は、上記の確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、県は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払う。</p> <p>部分払金の額は、次の式により算出する。</p> <p>部分払金の額 ≤ 当該会計年度の設計・施工請負代金相当額のうち、設計・施工請負契約に定める当該会計年度の支払限度額以内の額 × { (9/10) - (当該会計年度の前払金額 / 設計・施工請負契約に定める当該会計年度の支払限度額) }</p>
<p>工事請負事業者は、工事が完成し検査に合格したときは、<u>工事費の残額</u>の支払いを請求することができる。県は、請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に当該支払いを行う。</p>	<p>③完成払金</p> <p>工事請負事業者は、工事が完成したときは、その旨を県に通知する。</p> <p>県は、通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、工事請負事業者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を事業者に通知する。</p> <p>工事請負事業者は、工事が完成し検査に合格したときは、<u>設計・施工請負代金</u>の支払いを請求することができる。</p> <p>県は、請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に<u>設計・施工請負代金</u>を支払う。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書	実施方針
<p>(2) サービス対価の支払い</p> <p>① サービス対価A <u>サービス対価Aは新ポンプ場稼働前の令和7年度から令和10年度、及び新ポンプ場稼働後の令和11年度から令和12年度のそれぞれの期間内では均等額とする。</u> 運転維持管理事業者は、<u>セルフモニタリング実施報告書（四半期）について県の承認を得た後、当該セルフモニタリング実施報告書（四半期）に基づく当該四半期のサービス対価Aに係る請求書を県へ提出することができる。</u> 県は、請求書を受領した日から30日以内に、サービス対価Aを支払う。</p> <p>② サービス対価B <u>サービス対価Bは令和12年度に一括で支払いを行う。</u> 運転維持管理事業者は、長期更新計画について県の承認を得た後、サービス対価Bに係る請求書を県へ提出する<u>ことができる</u>。県は、請求書を受領した日から30日以内に、サービス対価Bを支払う。</p> <p>③ サービス対価C 運転維持管理事業者は、<u>セルフモニタリング実施報告書（四半期）について県の承認を得た後、当該セルフモニタリング実施報告書（四半期）に基づく当該四半期のサービス対価Cに係る請求書を県へ提出することができる。</u> 県は、請求書を受領した日から30日以内に、サービス対価Cを支払う。</p>	<p>② サービス対価Aの支払い サービス対価Aは、運転・維持管理業務期間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、四半期ごとに1回、当該会計年度のサービス対価Aの4分の1に相当する金額を運転・維持管理事業者に対して支払う。 運転・維持管理事業者は、四半期ごとに前四半期の翌月第5営業日までに業務完了報告書を提出し、県は、当該業務完了報告書の提出を受けた日から14日以内に、承認するときはその旨を、承認しないときはその内容を、文書等により通知する。運転・維持管理事業者は、業務完了報告書について県の承認を得た後速やかに、当該業務完了報告書に基づいた当該四半期のサービス対価Aに係る請求書を県へ提出する。県は、請求書を受領した日から30日以内に、サービス対価Aを支払う。</p> <p>③ サービス対価Bの支払い サービス対価Bは、長期更新計画の県による承認後、サービス対価Bの総額を運転・維持管理事業者に対して支払う。 運転・維持管理事業者は、令和10年3月末までに長期更新計画の素案を提出し、県との協議を経た後、長期更新計画を運転・維持管理業務の終了14日前までに提出する。 県は、長期更新計画の提出を受けた日から14日以内に、承認するときはその旨を、承認しないときはその内容を、文書等により通知する。運転・維持管理事業者は、長期更新計画について県の承認を得た後速やかに、サービス対価Bに係る請求書を県へ提出する。県は、請求書を受領した日から30日以内に、サービス対価Bを支払う。</p> <p>④ サービス対価Cの支払い サービス対価Cは、運転・維持管理業務期間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、四半期ごとに1回、当該期間に発生した金額を運転・維持管理事業者に対して支払う。 運転・維持管理事業者は、当該四半期のサービス対価Cに係る請求書を県に提出する。県は、請求書を受領した日から30日以内に、サービス対価Cを支払う。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書	実施方針																				
<p>④サービス対価の内訳 サービス対価の内訳は下表のとおり。</p>	<p>①サービス対価の内訳 サービス対価はサービス対価A（新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理費（長期更新計画策定費及び修繕費を除く。）、サービス対価B（長期更新計画策定費）、サービス対価C（修繕費）から構成される。 また、年度ごとのサービス対価について、次のとおりとする。 →サービス対価Aは新ポンプ場稼働前の令和7年度から令和10年度、及び新ポンプ場稼働後の令和11年度から令和12年度のそれぞれの期間内では均等額とする。 →サービス対価Bは運転・維持管理事業者が策定した長期更新計画について県が承認した後、一括払いとする。 →サービス対価Cは発生した費用に限り精算する。 なお、サービス対価の内訳は下表のとおり。</p>																				
<p style="text-align: center;">表：サービス対価の内訳</p> <table border="1" data-bbox="165 764 1093 1093"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>内訳</th> <th>詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">サービス対価A</td> <td>人件費</td> <td>総括責任者、運転管理員、保守点検員等、本事業で配置する人員に係る費用（<u>修繕費の発注に必要な人員に係る費用を含む。</u>）</td> </tr> <tr> <td>ユーティリティ費</td> <td>車両の燃料費等のユーティリティ費</td> </tr> <tr> <td>備消耗品費</td> <td>運転管理、点検等の実施にあたり必要な備消耗品費</td> </tr> </tbody> </table>	費目	内訳	詳細	サービス対価A	人件費	総括責任者、運転管理員、保守点検員等、本事業で配置する人員に係る費用（ <u>修繕費の発注に必要な人員に係る費用を含む。</u> ）	ユーティリティ費	車両の燃料費等のユーティリティ費	備消耗品費	運転管理、点検等の実施にあたり必要な備消耗品費	<p style="text-align: center;">表：サービス対価の内訳</p> <table border="1" data-bbox="1151 764 2078 1051"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>内訳</th> <th>詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">サービス対価A</td> <td>人件費</td> <td>総括責任者、運転管理員、保守点検員等、本事業で配置する人員に係る費用</td> </tr> <tr> <td>ユーティリティ費</td> <td>新ポンプ場の運転管理に必要な燃料費や車両の燃料費等のユーティリティ費</td> </tr> <tr> <td>備消耗品費</td> <td>運転管理、点検等の実施にあたり必要な備消耗品費</td> </tr> </tbody> </table>	費目	内訳	詳細	サービス対価A	人件費	総括責任者、運転管理員、保守点検員等、本事業で配置する人員に係る費用	ユーティリティ費	新ポンプ場の運転管理に必要な燃料費 や車両の燃料費等のユーティリティ費	備消耗品費	運転管理、点検等の実施にあたり必要な備消耗品費
費目	内訳	詳細																			
サービス対価A	人件費	総括責任者、運転管理員、保守点検員等、本事業で配置する人員に係る費用（ <u>修繕費の発注に必要な人員に係る費用を含む。</u> ）																			
	ユーティリティ費	車両の燃料費等のユーティリティ費																			
	備消耗品費	運転管理、点検等の実施にあたり必要な備消耗品費																			
費目	内訳	詳細																			
サービス対価A	人件費	総括責任者、運転管理員、保守点検員等、本事業で配置する人員に係る費用																			
	ユーティリティ費	新ポンプ場の運転管理に必要な燃料費 や車両の燃料費等のユーティリティ費																			
	備消耗品費	運転管理、点検等の実施にあたり必要な備消耗品費																			

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書	実施方針
<p><u>※次の費用はサービス対価Aのうち、ユーティリティ費として計上が必要なことに留意すること。なお、実施方針公表時にサービス対価Aのユーティリティ費に含むとしていた新ポンプ場の非常時・点検時に使用する燃料については、要求水準書に従い工事請負事業者が調達するものを除き、県がA重油を調達することとするため、ユーティリティ費としての計上は不要とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 運転・維持管理事業者が富士川浄水場に執務室を設置する場合の執務室の電気代</u> <u>・ 運転・維持管理事業者が電気自動車を使用する場合の電気代</u> <u>・ 滝戸監視所、芝川監視所において給湯用にプロパンガスを使用する場合の燃料代</u> <p><u>※静岡県富士川浄水場、厚原浄水場及び蒲原取水場の執務室について、県の執務に支障を来さない限りにおいて認める。なお、入札参加者が使用を希望する場合には現地調査時に必要なスペースを確認の上、技術対話時に使用可否について県と協議の上、決定する。</u></p>	<p>※電力、薬品は県にて調達・提供するため、サービス対価に含まれない。</p> <p>※静岡県東部事務所執務室の使用を認める。なお、使用を希望する場合の使用条件については入札説明書等に示す。</p>

入札説明書	実施方針
<p>5. 提案不履行時のペナルティ</p> <p><u>工事請負事業者の責に帰すべき事由により、本事業の落札者決定のための提案審査に必要な書類（以下「提案書類」という。）に記載した設計・施工業務に係る提案事項が不履行となった場合、静岡県交通基盤局の「交通基盤部土木関係総合評価落札方式（工事）活用ガイドライン」に準じて下記の算定式により算定した金額を工事請負事業者から徴収する。徴収方法等の詳細は設計・施工請負契約に定める。</u></p> <p><u>なお、運転・維持管理業務に係る提案事項が不履行となった場合の措置は、モニタリング基本計画書に従うものとする。</u></p> <p><u>設計・施工請負代金額×1/100×（工事請負事業者が本事業の技術審査時に付与された当該評価項目（小項目）の技術審査点 - 不履行となった事項の提案がなければ工事請負事業者が本事業の技術審査時に本来付与されるはずであった当該評価項目（小項目）の技術審査点）÷80*</u></p> <p><u>※落札者決定基準の技術審査項目における「大項目：事業の実施方針（8点）」、「大項目：事業実施体制／中項目：全体の実施体制（4点）」、「大項目：事業実施体制／中項目：新ポンプ場等の設計・施工業務の実施体制（12点）」及び「大項目：新ポンプ場等の設計・施工業務（56点）」に係る技術審査点の配点の合計</u></p>	
<p>6. 予定価格</p> <p><u>本事業の予定価格は非公表とする。入札参加者の入札価格が予定価格（設計・施工請負代金額及びサービス対価の総額）を超過した場合には失格とする。また、設計・施工請負代金額及びサービス対価のそれぞれについて定める予定価格を超過した場合にも同様とする。</u></p>	

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書	実施方針
<p>7. 特別目的会社に関する取り扱い (略) 特別目的会社は、議決権付株式を発行する場合、事前に県の承認を得るものとする。また、議決権付株式を保有する者（以下「議決権付株主」という。）は<u>構成企業に限る。</u></p>	<p>Ⅲ. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 4. 特別目的会社に関する取り扱い (略) 特別目的会社は、議決権付株式を発行する場合、事前に県の承認を得るものとする。また、議決権付株式を保有する者（以下「議決権付株主」という。）は、新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理業務、長期更新計画策定を行う企業に限り、自ら保有する議決権付株式を、他の議決権付株主に対して処分を行おうとするときは、事前に県の承認を得るものとする。</p>
<p>8. その他 県は、本事業とは別に、県が運営する静清工業用水道事業の一部施設の休日夜間の施設管理業務（以下、本項において「当該業務」という。）について、令和7年4月1日から令和13年3月31日の間、本事業の運転・維持管理業者に単独特命随意契約にて委託する可能性がある。 <u>本事業の入札参加者は、開示資料として開示済みの仕様書（案）を踏まえて、「様式集及び提出書類作成要領」に従い、提案書類（参加表明書等を除く。）の提出時に参考見積書を提出すること。また、当該業務の受託を希望しない場合には、提案書類（参加表明書等を除く。）提出時にその旨を表明すること。なお、参考見積書や当該業務の受託希望有無が本事業の落札者決定に影響するものではないが、県としては、本事業と併せた受託による効率化に期待していることに留意すること。</u></p>	<p>7. その他 県は、本事業とは別に、県が運営する静清工業用水道事業の一部施設の休日夜間の施設管理業務（以下、本項において「当該業務」という。）について、令和7年4月1日から令和13年3月31日の間、本事業の運転・維持管理業者に単独特命随意契約にて委託する可能性がある。<u>当該業務の仕様等の詳細は本事業の公告時に併せて示す。なお、本事業の入札参加者には、本事業に係る技術提案書の提出時に当該業務に係る参考見積書の提出を求めることを予定している。</u></p>
<p>Ⅲ. 入札参加者の参加資格要件等 1. 入札参加者の参加資格要件 (1) 入札参加者の構成 ⑤特別目的会社を設立する場合、<u>構成企業が、本事業の運転・維持管理業務に係る特別目的会社の議決権株式（Ⅱ. 6. に定める議決権付株式をいう。以下同じ。）の全てを保有するものとする。なお、新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理業務を行う企業については議決権株式の保有は必須とし、新ポンプ場等の設計業務、同じく施工業務、長期更新計画策定を行う企業については議決権株式の保有は任意とする。</u></p>	<p>Ⅱ. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 1. 入札参加者の参加資格要件 (1) 入札参加者の構成 ⑤特別目的会社を設立する場合、新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理業務、長期更新計画策定を行う企業が、本事業の運転・維持管理業務に係る特別目的会社の議決権株式（Ⅲ. 4. に定める議決権付株式をいう。以下同じ。）の全てを保有するものとする。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書	実施方針
<p>⑦入札参加者は、本事業の入札への参加に際して、構成企業のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を、「様式集及び提出書類作成要領」に従い、明らかにするものとする。</p>	<p>⑦入札参加者は、本事業の入札への参加に際して、構成企業のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を「公告時に示す「様式集及び提出書類作成要領」に従い、明らかにするものとする。</p>
<p>(2) 入札参加者に共通の参加資格 ④参加表明書等及び参加資格確認書類提出期限の日から落札者の決定までの期間に、県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）又は静岡県における庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けている者でないこと。</p>	<p>(2) 入札参加者に共通の参加資格 ④参加表明書提出期限の日から落札者の決定までの期間に、県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）又は静岡県における庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けている者でないこと。</p>
<p>⑥入札参加者は、IV. 3. (1)に示す「ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）事業者選定委員会」の委員が属する企業又は当該企業と資本若しくは人事等において一定の関係のある者でないこと。</p>	<p>⑥入札参加者は、II. 5.(1)に示す「ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）事業者選定委員会」の委員が属する企業又は当該企業と資本若しくは人事等において一定の関係のある者でないこと。</p>
<p>(3) 入札参加者に求められる要件 (略) なお、企業に関する実績は参加表明書等受付時に実績を証明する書類の提出を求める。他方、技術士等個人については参加表明書等受付時には個人名の特定は不要とし、<u>提案書類（参加表明書等を除く。）</u>の提出時に特定及び実績等を証明する書類の提出を求めるものとする。<u>なお、個人の要件の充足者として提案書類で提案された資格者については、提案書類提出以降、運転・維持管理業務の開始日までの変更は認めない。運転・維持管理業務の開始日以降の変更については長期包括運営委託契約の規定に従うものとする。</u></p>	<p>(3) 入札参加者に求められる要件 (略) なお、企業に関する実績は参加資格表明書受付時に実績を証明する書類の提出を求める。他方、技術士等個人については参加資格表明書受付時には個人名の特定は不要とし、落札者決定のための提案審査に必要な書類（以下「技術提案書」という。）の提出時に特定及び実績等を証明する書類の提出を求めるものとする。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書	実施方針
<p>①新ポンプ場等の設計業務を行う者の要件 ア 企業の要件 (ウ) 国、地方公共団体、<u>地方共同法人</u>又は特殊法人等（以下、「官公庁等」という。）が発注する案件において水道事業等（水道事業及び水道用水供給事業、以下同じ。）、工業用水道事業若しくは下水道事業におけるポンプ場、又は上水道施設、工業用水道施設若しくは下水道施設におけるポンプ設備の元請又は共同企業体の一員としての設計実績があること。実績は、設計・施工分離発注型の請負事業においては平成20年度以降に設計完了したものに限り、設計・施工一括発注型の請負事業においては平成20年度以降に完工したものに限る。また、PFI事業においては民間事業者が設立した特別目的会社から元請又は共同企業体の構成企業として受託した実績も認める。なお、本業務を行う構成企業のうち上記（ア）及び（イ）を満たすいずれか1者が満たせば良いものとする。</p>	<p>①新ポンプ場等の設計業務を行う者の要件 ア 企業の要件 (ウ) 国、地方公共団体又は特殊法人等（以下、「官公庁等」という。）が発注する案件において水道事業等（水道事業及び水道用水供給事業、以下同じ。）、工業用水道事業若しくは下水道事業におけるポンプ場、又は上水道施設、工業用水道施設若しくは下水道施設におけるポンプ設備の元請又は共同企業体の一員としての設計実績があること。実績は、設計・施工分離発注型の請負事業においては平成20年度以降に設計完了したものに限り、設計・施工一括発注型の請負事業においては平成20年度以降に完工したものに限る。また、PFI事業においては民間事業者が設立した特別目的会社から元請又は共同企業体の構成企業として受託した実績も認める。なお、本業務を行う構成企業のうち上記（ア）及び（イ）を満たすいずれか1者が満たせば良いものとする。</p>
<p>イ 個人の要件 (ア) 上記企業の要件の（ア）～（エ）の参加資格要件を満たす構成企業と3か月以上の雇用関係を有し、上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とする。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」とする。）の資格を有する技術士（技術士法（昭和58年法律第25号、以下同じ。）に定めるものをいう。以下同じ。）を設計業務における管理技術者として配置できること。</p>	<p>イ 個人の要件 (ア) 上記企業の要件の（ア）～（エ）の参加資格要件を満たす構成企業と3か月以上の雇用関係を有し、上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とする。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」とする。）の資格を有する技術士（技術士法（昭和58年法律第25号、以下同じ。）に定めるものをいう。以下同じ。）を設計業務における管理技術者として配置できること。</p>
<p>(イ) 上記企業の要件の（ア）～（エ）の参加資格要件を満たす構成企業と3か月以上の雇用関係を有し、上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とする。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」とする。）の資格を有する技術士を設計業務における照査技術者として配置できること。なお、管理技術者との兼務は認めない。</p>	<p>(イ) 上記企業の要件の（ア）～（エ）の参加資格要件を満たす構成企業と3か月以上の雇用関係を有し、上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とする。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」とする。）の資格を有する技術士を設計業務における照査技術者として配置できること。なお、管理技術者との兼務は認めない。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書	実施方針
<p>② 新ポンプ場等の施工業務を行う者の要件</p> <p>イ 個人の要件</p> <p>(ア) 構成企業と3か月以上の雇用関係を有する者を施工業務における主任技術者又は監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者として専任で配置できること。ただし、工事現場が不稼働であることが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間は、必ずしも専任を要さない。また、当該期間に配置する者と施工期間に配置する者は適切な業務の履行に支障のない限り、同一の者でなくても良い。</p>	<p>② 新ポンプ場等の施工業務を行う者の要件</p> <p>イ 個人の要件</p> <p>(ア) 上記企業の要件の(ア)～(エ)の参加資格要件を満たす構成企業と3か構成企業と3か月以上の雇用関係を有する者を施工業務における主任技術者又は監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者として専任で配置できること。ただし、工事現場が不稼働であることが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間は、必ずしも専任を要さない。また、当該期間に配置する者と施工期間に配置する者は適切な業務の履行に支障のない限り、同一の者でなくても良い。</p>
<p>④ 運転・維持管理業務のうち長期更新計画策定を行う者の要件</p> <p>イ 個人の要件</p> <p>(ア) 上記企業の要件の(ア)～(イ)の参加資格要件を満たす構成企業と3か月以上の雇用関係を有し、上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とする。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」とする。）の資格を有する技術士を配置できること。運転・維持管理事業者が提案書類において長期更新計画策定開始予定日として提案した日から、県による長期更新計画の承認日までを最低限の配置所要期間とする。</p>	<p>④ 運転・維持管理業務のうち長期更新計画策定を行う者の要件</p> <p>イ 個人の要件</p> <p>(ア) 上記企業の要件の(ア)～(イ)の参加資格要件を満たす構成企業と3か月以上の雇用関係を有し、上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とする。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」とする。）の資格を有する技術士を配置できること。運転・維持管理事業者が技術提案書において長期更新計画策定開始予定日として提案した日から、県による長期更新計画の承認日までを最低限の配置所要期間とする。</p>
<p>(4) 参加資格確認基準日</p> <p>参加資格確認基準日は、参加表明書等及び参加資格確認書類の提出期限日とする。</p>	<p>(4) 参加資格確認基準日</p> <p>参加資格確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。</p>
<p>2. 提出書類の取り扱い</p> <p>(3) その他</p> <p>(略)</p> <p>落札者決定後、落札者とならなかった入札参加者の提出書類について、県は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。県は、<u>公開範囲について原則として当該入札参加者との間で協議を行う。</u></p>	<p>2. 提出書類の取り扱い</p> <p>(3) その他</p> <p>(略)</p> <p>落札者決定後、落札者とならなかった入札参加者の提出書類について、県は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書	実施方針
<p>IV. 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>1. 落札者の選定方法</p> <p>地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、総合評価一般競争入札方式により行う。<u>IV. 3.</u> に示す「ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）事業者選定委員会」において、「<u>落札者決定基準</u>」に示す審査基準に基づき、入札参加者から提出された提案書類を審査し落札者を選定する。</p> <p><u>また、本事業はWTO政府調達協定（平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象事業であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。</u></p>	<p>3. 落札者の選定方法</p> <p>静岡県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年企業局管理規程第 7 号）第 2 条、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び静岡県企業局会計規程（昭和 42 年事業部管理規程 9 号）第 186 条の 2 の規定に基づき、総合評価一般競争入札方式により行う。 <u>II-5.</u> に示す「ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）事業者選定委員会」において、落札者決定基準に示す審査基準に基づき、入札参加者から提出された技術提案書を審査し落札者を選定する。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書		実施方針	
2. 落札者の選定スケジュール 選定に当たっての手順及びスケジュールは、次を予定している。		4. 落札者の選定スケジュール 選定に当たっての手順及びスケジュールは、次を予定している。	
<u>令和6年(2024年)2月5日(月)</u>	入札公告書類に関する質問又は意見の締切（参加資格確認関連）	<u>令和6年2月上旬</u>	入札説明書等に関する質問又は意見の締切（資格審査関連）
<u>令和6年(2024年)2月13日(火)</u>	入札公告書類に関する質問又は意見の締切（参加資格確認関連以外）	<u>令和6年2月下旬</u>	入札説明書等に関する質問又は意見の締切（資格審査関連以外）
<u>令和6年(2024年)2月16日(金)</u>	入札公告書類に関する質問又は意見に対する回答の公表（参加資格確認関連）	<u>令和6年3月上旬</u>	入札説明書等に関する質問又は意見に対する回答の公表（資格審査関連）
<u>令和6年(2024年)3月8日(金)</u>	入札公告書類に関する質問又は意見に対する回答の公表（参加資格確認関連以外）	<u>令和6年3月中旬</u>	参加表明書及び参加資格確認書類の受付期限
<u>令和6年(2024年)3月11日(月)</u>	参加表明書等及び参加資格確認書類の受付期限	<u>令和6年4月上旬</u>	入札説明書等に関する質問又は意見に対する回答の公表（資格審査関連以外）
<u>令和6年(2024年)3月中旬</u>	参加資格確認結果の通知	<u>令和6年4月上旬</u>	参加資格確認結果の通知
<u>令和6年(2024年)3月28日(木)</u>	技術対話（第1回）の実施、場所は静岡県東部事務所	<u>令和6年4月上旬</u>	現地調査
<u>令和6年(2024年)4月8日(月)～19日(金)</u>	現地調査	<u>令和6年4月下旬から5月下旬</u>	技術対話の実施
<u>令和6年(2024年)4月24日(水)</u>	技術対話（第2回）の実施、場所は静岡県東部事務所	<u>令和6年6月下旬</u>	技術提案書の提出期限
<u>令和6年(2024年)5月15日(水)</u>	技術対話（予備会）の実施、場所は静岡県東部事務所		
<u>令和6年(2024年)6月28日(金)</u>	提案書類（参加表明書等を除く。）の提出期限		
(略)		(略)	

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書	実施方針
<p>3. 審査及び選定手続 (2) 入札公告書類の公表以降における手続 ①守秘義務対象資料の配付 守秘義務対象資料の配付を求める者は、守秘義務対象開示資料提供申込書（様式1）を提出すること。ただし、本事業の検討に係るヒアリング調査申込時 <u>又は実施方針の公表時</u> に秘密保持誓約書を提出した者については、守秘義務対象開示資料提供申込書のうち、守秘義務に関する誓約書の提出は不要とする。</p> <p><u>ア 提出方法</u> 持参又は郵送とする。持参の場合は、<u>日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第98号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）とする。</u></p> <p><u>イ 提出先</u> 静岡県企業局経営課 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号</p>	<p>5. 審査及び選定手続 (2) 実施方針等に関する手続 ①守秘義務対象資料の配付 守秘義務対象資料の配付を求める者は、守秘義務対象開示資料提供申込書（様式1）を提出すること。ただし、本事業の検討に係るヒアリング調査申込時に秘密保持誓約書を提出した者については、守秘義務対象開示資料提供申込書のうち、守秘義務に関する誓約書の提出は不要とする。</p>
<p>②入札公告書類に関する質問又は意見の受付及び回答の公表 <u>ア 受付期間</u> <u>(ア) 参加資格確認に関連する事項</u> <u>令和6年（2024年）1月19日（金）から令和6年（2024年）2月5日（月）午後5時（必着）まで</u></p> <p><u>(イ) 参加資格確認関連以外</u> <u>令和6年（2024年）1月19日（金）から令和6年（2024年）2月13日（火）午後5時（必着）まで</u></p>	<p>(3) 実施方針等の公表以降における手続 ②入札説明書等に関する質問受付、回答の公表 入札説明書等については、公表後の一定期間内に質問を受け付け、その要旨及び回答を県のホームページで公表する。 なお、質問の提出及び回答方法については、入札説明書等で示す。</p>

入札説明書	実施方針
<p><u>イ 提出方法</u> <u>入札公告書類等に関する質問又は意見がある者は、その内容を簡潔にまとめ、「様式集及び提出書類作成要領」における質問・意見書にそれぞれ記入し、質問・意見書を添付ファイルとし、電子メールにより送信（送信後には必ず電話で着信を確認）すること。</u></p> <p><u>ウ 提出先</u> <u>静岡県企業局経営課</u> <u>〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号</u> <u>電話番号：054-221-2161 FAX：054-251-5381</u> <u>E-mail：kigyou.keiei@pref.shizuoka.lg.jp</u></p> <p><u>エ 回答方法</u> <u>県は、質問・意見及びその回答を以下のURLの県のホームページで公開する（質問・意見は、質問・意見者名を伏せた上で要旨を掲載する予定だが、その内容は基本的に公開されるため、その点を承知した上で質問・意見を行うこと。）。</u></p> <p><u>（回答内容を掲載した県のホームページのURL）</u> <u>https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/suido/kogyoyosui/1040824/1040831/1053488/index.html</u> <u>なお、以下「県のホームページ」とある場合は、このURLを指す。</u></p> <p><u>オ 回答予定日</u> <u>（ア）参加資格確認に関連する事項</u> <u>令和6年（2024年）2月16日（金）</u></p> <p><u>（イ）参加資格確認関連以外</u> <u>令和6年（2024年）3月8日（金）</u></p>	

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書	実施方針
<p>③参加資格確認に関する手続</p> <p><u>ア 参加表明書等及び参加資格確認書類の受付</u> <u>入札参加者は、「様式集及び提出書類作成要領」で定める参加表明書等及び参加資格確認書類を提出し、県の参加資格確認を受けること。</u></p> <p><u>イ 提出期限及び提出先</u> <u>(ア) 提出期限</u> <u>令和6年（2024年）3月11日（月）午後5時（必着）</u></p> <p><u>(イ) 提出方法</u> <u>上記①アに同じ</u></p> <p><u>(ウ) 提出先</u> <u>静岡県企業局東部事務所総務課</u> <u>〒421-3306 富士市中之郷 2100 番地</u> <u>※入札公告書類実施方針等に関する質問又は意見 等の提出先と異なるので留意すること。</u></p> <p><u>ウ 参加資格確認結果の通知</u> <u>県は、令和6年（2024年）3月中旬において、参加表明を行った入札参加者に対し参加資格確認の結果を個別に通知する。なお、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。</u> <u>また、参加資格がないと認められた入札参加者は参加資格確認の結果通知後1週間以内に県に対して説明を申し立てることができる。説明の請求方法等の詳細は、参加資格確認結果とともに個別に通知する。</u></p>	<p>③参加表明書の受付</p> <p>入札参加者は、入札説明書等で定めるところにより参加表明に必要な書類を提出し、事前に県の資格確認を得なければならないものとする。 なお、参加表明書に関する詳細な手続及び様式は、入札説明書等で示す。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書	実施方針
<p>④現地調査</p> <p>参加資格確認の通過者を対象に、現地調査の機会を設ける。なお、現地調査の開催日は、令和6年（2024年）4月8日（月）から4月19日（金）の期間内に、参加資格確認の通過者ごとに最大3日間の実施を予定している（実施日は原則として県が指定する）。なお、当該3日間で不十分である場合には技術対話において、日数追加の要否について調整するものとする。</p> <p>詳細は参加資格結果とともに個別に通知する。</p>	<p>④現地調査</p> <p>参加資格確認審査の通過者を対象に、現地調査の機会を設ける。</p> <p>現地調査は、令和6年4月上旬頃に参加資格確認審査の通過者ごとに最大3日間実施予定であるが、開催日時等の詳細は、参加資格確認結果とともに個別に通知する。</p>
<p>⑤技術対話</p> <p>県は、入札参加者が本事業に係る要求水準等の解釈や技術提案条件についての理解を深めることを目的として、参加資格確認後から提案書類（参加表明書等を除く。）の提出までの間に、技術対話への参加を希望する参加資格確認の通過者との間で技術対話を行う。また、新ポンプ場等の設計・施工業務に関して、近隣の関係者等との協議経緯や連絡管との接続に関する留意事項等についても、県より説明を行う予定である。</p> <p>技術対話は、前述の落札者選定スケジュールのとおり、複数回実施することを予定しているが、その詳細は、参加資格確認の通過者に対して個別に通知する。ただし、各回の技術対話の10営業日程度前を期限とし、「様式集及び提出書類作成要領」に定める「技術対話参加者リスト」「技術対話に係る事前質問書」等の書面の提出を求めることあらかじめ留意すること。</p>	<p>⑤技術対話</p> <p>県は、入札参加者が本事業に係る要求水準等の解釈や技術提案条件についての理解を深めることを目的として、参加資格確認後から技術提案書の提出までの間に、技術対話への参加を希望する参加資格確認審査の通過者との間で技術対話を行う。</p> <p>技術対話は、令和6年4月下旬から5月下旬にかけて最大3回（第1回：4月下旬、第2回：5月中旬、予備回：5月下旬）実施することを予定しており、実施方法等の詳細については、入札説明書において示す。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

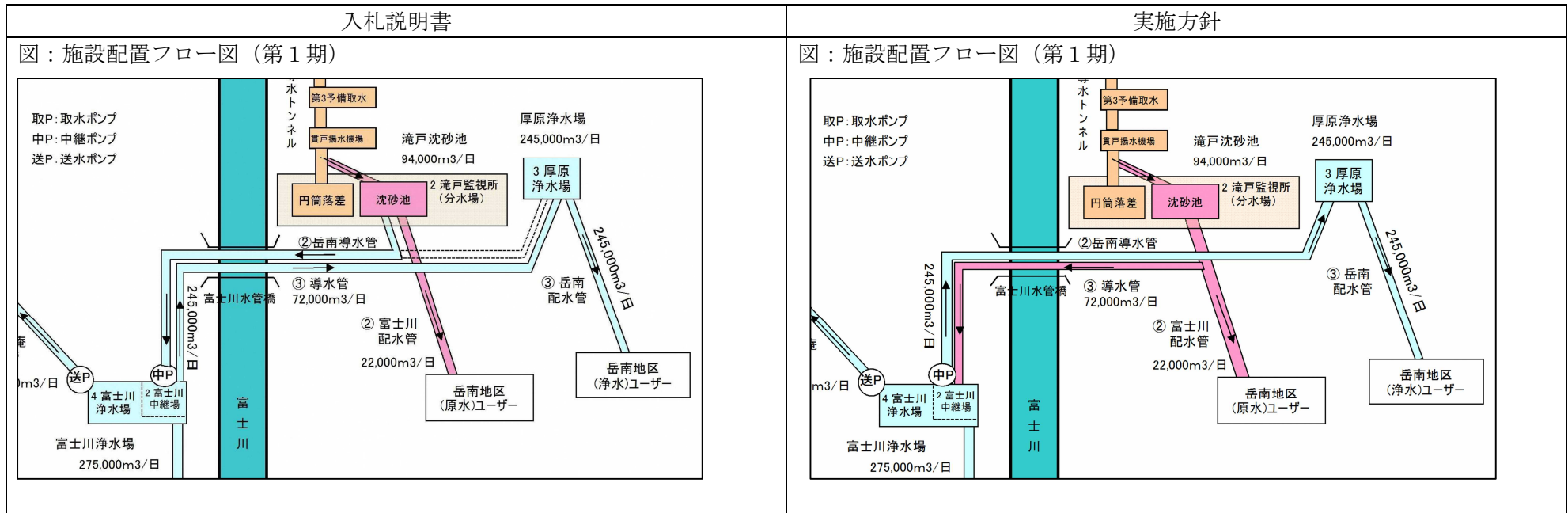
入札説明書	実施方針
<p>⑥提案書類（参加表明書等を除く。）の提出及び審査等 参加資格確認の通過者は、提案書類（参加表明書等を除く。）を入札公告書類の定めるところにより、県に提出することができる。</p> <p><u>ア 提出期限及び提出先</u> <u>（ア）提出期限</u> <u>令和6年（2024年）6月28日（金）午後5時（必着）</u></p> <p><u>（イ）提出方法</u> <u>上記①アに同じ。なお、提案書類（参加表明書等を除く。）提出後の追加の提案書類の提出及び提出した提案書類の修正は、県が必要と認める場合を除き、原則認めない。</u></p> <p><u>（ウ）提出先</u> <u>上記③イ（ウ）に同じ</u></p>	<p>⑥技術提案書の提出及び審査等 参加資格審査の通過者は、技術提案書を入札説明書等の定めるところにより、県に提出することができる。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書	実施方針
<p>イ プレゼンテーション等の実施</p> <p>県は、提案書類を提出した者を対象に、選定委員会を通じて提案内容のプレゼンテーション及び提案書類に対するヒアリング（以下、「プレゼンテーション等」という。）を行う。プレゼンテーション等の詳細（日にち、会場、参加可能人数、プレゼンテーション資料・映像・模型の使用可否等）は、参加資格確認の通過者に対し、プレゼンテーション等の実施日の3か月前を目途に個別に通知する。ただし、時間については提案書類の提出者に対し、提案書類（参加表明書等を除く。）の提出期限以降に個別に通知する。</p> <p>ウ 入札・開札</p> <p>県は、プレゼンテーション等の実施日に、開札を行う。</p> <p>県は、入札参加者又はその代理人の立会の上、入札参加者が入札書に記載した入札価格が、県の設定する予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超えている場合、その入札参加者は失格とする。</p> <p>県は、入札参加者から提案された入札価格について、入札公告書類に示した前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかについて確認を行う。県が支払うサービス対価の算出方法に誤りがあることが明らかかな場合は、内容を確認のうえ、失格か否かの判断を行う。</p> <p>なお、全ての入札参加者が予定価格の超過やサービス対価の算出方法の誤りにより失格となった場合、再度の入札（2回目の入札）を行い、その結果、落札者がいない場合において、最も低い入札価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下であるときは随意契約に移行する。この場合、再度の入札（2回目の入札）で有効な入札を行った者のうち、入札価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下で2回目の入札価格が予定価格を5%以下で超過）で、技術審査点が最高評価値であった者から見積書を徴し、その見積価格が予定価格以下の場合には契約を締結するものとする。</p> <p>開札日時・場所の詳細は個別に通知する。</p>	<p>なお、県は、技術提案書を提出した者を対象に、選定委員会を通じて提案内容のプレゼンテーション及び技術提案書に対するヒアリングを行う。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書	実施方針
<p>エ 落札者の決定</p> <p>県は、選定委員会の提案書の審査結果及び入札価格を基に最も評価点の高い者を落札者として決定し、<u>提案書類を提出した全ての入札参加者に対し、審査の結果を個別に通知する。なお、選定委員会による審査結果及び落札者の選定結果の詳細（入札参加者の名称を含む。については、落札者との事業契約の締結後に県のホームページにおいて公表する。全ての入札参加者が予定価格の超過やサービス対価の算出方法の誤りにより失格となり、県が随意契約により事業者と契約締結する場合も、審査結果及び 契約を締結した事業者を公表する。</u></p>	<p>県は、選定委員会の提案書の評価結果及び入札価格を基に最も評価点の高い者を落札者として決定し、その旨を通知する。</p>
<p>⑦ 落札者を決定しない場合 (略)</p> <p><u>なお、参加表明資格確認の通過者が1者の場合であっても、事業者の選定手続は継続し、落札者決定基準に従い審査を行い、落札者の有無を決定する。</u></p>	<p>⑦ 落札者を決定しない場合 (略)</p>
<p>(3) 落札者決定後の手続</p> <p>①特別目的会社の設立等</p> <p>落札者は、特別目的会社の設立を希望する場合には、事業契約の締結前までに設立しなければならない。</p>	<p>(3) 落札者決定後の手続</p> <p>①特別目的会社の設立等</p> <p>落札者は、特別目的会社を設立を希望する場合には、事業契約の締結前までに設立しなければならない。</p>
<p><u>③誓約書の提出</u></p> <p><u>工事請負事業者は設計・施工請負契約の締結時に「様式集及び提出書類作成要領」で定める労働関係法令等遵守の誓約書を、また、設計・施工請負契約に係る下請負者がある場合(契約途中で新たに発生した場合を含む。)には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に定める施工体制台帳の写しの提出時に、下請負者から提出させた労働関係法令等遵守の誓約書の写しを提出しなければならない。</u></p>	



ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

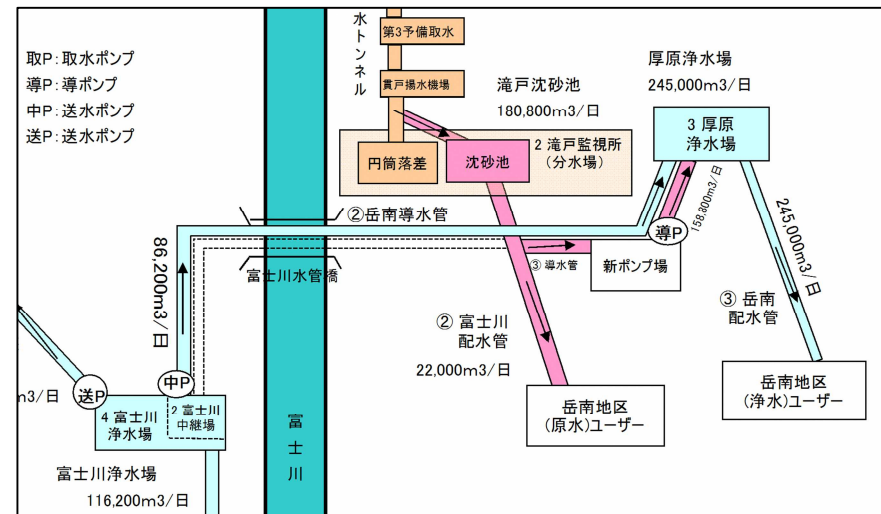
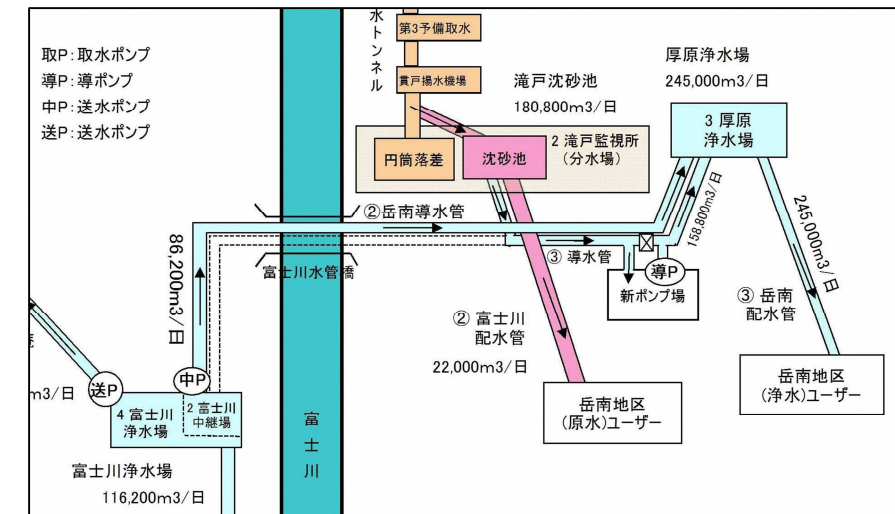
入札説明書				実施方針																																																																																														
表：運転・維持管理業務の対象施設（第1期）				表：運転・維持管理業務の対象施設（第1期）																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>所有者</th> <th>管理者</th> <th>運転・維持管理対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 芝富発電所</td> <td>中部電力</td> <td>中部電力</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>0 芝川発電所</td> <td>王子エフテックス</td> <td>王子エフテックス</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>①導水路</td> <td>中部電力</td> <td>中部電力</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">①導水トンネル</td> <td rowspan="7">予備取水導水路</td> <td>1 芝川監視所</td> <td>静岡県企業局</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第2予備取水</td> <td>静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）</td> <td>静岡県企業局</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第1予備取水</td> <td>静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）</td> <td>静岡県企業局</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>円筒落差</td> <td>静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）</td> <td>静岡県企業局</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>舩島制水槽</td> <td>静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）</td> <td>静岡県企業局</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>導水トンネル</td> <td>静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）</td> <td>静岡県企業局</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第3予備取水</td> <td>静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）</td> <td>静岡県企業局</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				施設	所有者	管理者	運転・維持管理対象	0 芝富発電所	中部電力	中部電力	-	0 芝川発電所	王子エフテックス	王子エフテックス	-	①導水路	中部電力	中部電力	-	①導水トンネル	予備取水導水路	1 芝川監視所	静岡県企業局	○	第2予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○	第1予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○	円筒落差	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-	舩島制水槽	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○	導水トンネル	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-	第3予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>所有者</th> <th>管理者</th> <th>運転・維持管理対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 芝富発電所</td> <td>中部電力</td> <td>中部電力</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>0 芝川発電所</td> <td>王子エフテックス</td> <td>王子エフテックス</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>①導水路</td> <td>中部電力</td> <td>中部電力</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">①導水トンネル</td> <td rowspan="7">予備取水導水路</td> <td>1 芝川監視所</td> <td>静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）</td> <td>静岡県企業局</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第2予備取水</td> <td>静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）</td> <td>静岡県企業局</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1予備取水</td> <td>静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）</td> <td>静岡県企業局</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>円筒落差</td> <td>静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）</td> <td>静岡県企業局</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>舩島制水槽</td> <td>静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）</td> <td>静岡県企業局</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>導水トンネル</td> <td>静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）</td> <td>静岡県企業局</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第3予備取水</td> <td>静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）</td> <td>静岡県企業局</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				施設	所有者	管理者	運転・維持管理対象	0 芝富発電所	中部電力	中部電力	-	0 芝川発電所	王子エフテックス	王子エフテックス	-	①導水路	中部電力	中部電力	-	①導水トンネル	予備取水導水路	1 芝川監視所	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○	第2予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-	第1予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○	円筒落差	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○	舩島制水槽	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○	導水トンネル	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-	第3予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
施設	所有者	管理者	運転・維持管理対象																																																																																															
0 芝富発電所	中部電力	中部電力	-																																																																																															
0 芝川発電所	王子エフテックス	王子エフテックス	-																																																																																															
①導水路	中部電力	中部電力	-																																																																																															
①導水トンネル	予備取水導水路	1 芝川監視所	静岡県企業局	○																																																																																														
		第2予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○																																																																																													
		第1予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○																																																																																													
		円筒落差	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-																																																																																													
		舩島制水槽	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○																																																																																													
		導水トンネル	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-																																																																																													
		第3予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○																																																																																													
施設	所有者	管理者	運転・維持管理対象																																																																																															
0 芝富発電所	中部電力	中部電力	-																																																																																															
0 芝川発電所	王子エフテックス	王子エフテックス	-																																																																																															
①導水路	中部電力	中部電力	-																																																																																															
①導水トンネル	予備取水導水路	1 芝川監視所	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○																																																																																													
		第2予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-																																																																																													
		第1予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○																																																																																													
		円筒落差	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○																																																																																													
		舩島制水槽	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○																																																																																													
		導水トンネル	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-																																																																																													
		第3予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○																																																																																													
表：施設の所在地				表：施設の所在地																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芝川監視所</td> <td>〒419-0316 富士宮市羽鮒 1402-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貫戸揚水機場</td> <td>〒419-0901 富士市岩本字一ツ沢 1668</td> <td></td> </tr> <tr> <td>滝戸監視所（分水場）</td> <td>〒416-0901 富士市岩本 489</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒲原取水場</td> <td>〒421-3203 静岡市清水区蒲原 632-1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				施設名称	所在地	備考	芝川監視所	〒419-0316 富士宮市羽鮒 1402-1		貫戸揚水機場	〒419-0901 富士市岩本字一ツ沢 1668		滝戸監視所（分水場）	〒416-0901 富士市岩本 489		蒲原取水場	〒421-3203 静岡市清水区蒲原 632-1		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芝川監視所</td> <td>〒419-0316 富士宮市羽鮒 1402-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貫戸揚水機場</td> <td>〒419-0901 富士市岩本字一ツ沢 1668</td> <td></td> </tr> <tr> <td>滝戸監視所（分水場）</td> <td>〒416-0901 富士市岩本 489</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒲原取水場</td> <td>〒421-3203 静岡市清水区蒲原 中之郷 632-1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				施設名称	所在地	備考	芝川監視所	〒419-0316 富士宮市羽鮒 1402-1		貫戸揚水機場	〒419-0901 富士市岩本字一ツ沢 1668		滝戸監視所（分水場）	〒416-0901 富士市岩本 489		蒲原取水場	〒421-3203 静岡市清水区蒲原 中之郷 632-1																																																														
施設名称	所在地	備考																																																																																																
芝川監視所	〒419-0316 富士宮市羽鮒 1402-1																																																																																																	
貫戸揚水機場	〒419-0901 富士市岩本字一ツ沢 1668																																																																																																	
滝戸監視所（分水場）	〒416-0901 富士市岩本 489																																																																																																	
蒲原取水場	〒421-3203 静岡市清水区蒲原 632-1																																																																																																	
施設名称	所在地	備考																																																																																																
芝川監視所	〒419-0316 富士宮市羽鮒 1402-1																																																																																																	
貫戸揚水機場	〒419-0901 富士市岩本字一ツ沢 1668																																																																																																	
滝戸監視所（分水場）	〒416-0901 富士市岩本 489																																																																																																	
蒲原取水場	〒421-3203 静岡市清水区蒲原 中之郷 632-1																																																																																																	

入札説明書

実施方針

図：施設配置フロー図（第2期）

図：施設配置フロー図（第2期）



ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 入札説明書 新旧対照表

入札説明書

実施方針

表：運転・維持管理業務の対象施設（第2期）

施設	所有者	管理者	運転・維持管理対象
0 芝富発電所	中部電力	中部電力	-
0 芝川発電所	王子エフテックス	王子エフテックス	-
①導水路	中部電力	中部電力	-
1 芝川監視所	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
第2予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
第1予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
①導水トンネル 円筒落差	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-
舩島制水槽	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
導水トンネル	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-
第3予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○

表：運転・維持管理業務の対象施設（第2期）

施設	所有者	管理者	運転・維持管理対象
0 芝富発電所	中部電力	中部電力	-
0 芝川発電所	王子エフテックス	王子エフテックス	-
①導水路	中部電力	中部電力	-
1 芝川監視所	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
第2予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-
第1予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
①導水トンネル 円筒落差	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
舩島制水槽	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
導水トンネル	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-
第3予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○

表：施設の所在地

施設名称	所在地	備考
芝川監視所	〒419-0316 富士宮市羽鮒 1402-1	
貫戸揚水機場	〒419-0901 富士市岩本字一ツ沢 1668	
滝戸監視所（分水場）	〒416-0901 富士市岩本 489	
蒲原取水場	〒421-3203 静岡市清水区蒲原 632-1	

表：施設の所在地

施設名称	所在地	備考
芝川監視所	〒419-0316 富士宮市羽鮒 1402-1	
貫戸揚水機場	〒419-0901 富士市岩本字一ツ沢 1668	
滝戸監視所（分水場）	〒416-0901 富士市岩本 489	
蒲原取水場	〒421-3203 静岡市清水区蒲原 中 之郷 632-1	

以上